



金沢市公報

第2502号の2

平成17年(2005年)12月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
平成17年告示第99号(金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について)の変更について (国際文化課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	2
公告	
予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	2
都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課)	3

都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について (")	3
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の一部廃止について (建築指導課)	4
開発行為に関する工事の完了について (")	4
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	5
教育委員会告示	
昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	5

告 示

●金沢市告示第315号

平成17年告示第99号(金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成17年12月1日

金沢市長 山 出 保

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
委託した事務	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務の委託 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢市立安江金箔工芸館 (3) 金沢卯辰山工芸工房 (4) 金沢市立ふるさと偉人館 (5) 泉鏡花記念館 (6) 金沢湯涌夢二館 (7) 金沢蓄音器館 (8) 前田土佐守家資料館 (9) 室生犀星記念館 (10) 徳田秋聲記念館 (11) 金沢市老舗記念館	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務の委託 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢市立安江金箔工芸館 (3) 金沢卯辰山工芸工房 (4) 金沢市立ふるさと偉人館 (5) 泉鏡花記念館 (6) 金沢湯涌夢二館 (7) 金沢蓄音器館 (8) 前田土佐守家資料館 (9) 室生犀星記念館 (10) 徳田秋聲記念館 (11) 金沢市老舗記念館 (12) 金沢文芸館	平成17年 11月23日
委託した期間	平成17年4月7日から平成18年3月31日まで。ただし、徳田秋聲記念館に係る共通観覧料の徴収事務にあつては、平成17	平成17年4月7日から平成18年3月31日まで。ただし、徳田秋聲記念館に係る共通観覧料の徴収事務にあつては、平成17	

年4月7日から平成18年3月31日まで	年4月7日から平成18年3月31日まで、 金沢文芸館に係る共通観覧料の徴収事務 にあつては平成17年11月23日から平成18 年3月31日まで
---------------------	--

●金沢市告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があつたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年12月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
田上町会	代表者の氏名 及び住所	村 田 勝 彦 金沢市田上町二46番地	亀 田 修 一 金沢市田上町二5番地	平成16年1月11日
		上 田 一 男 金沢市田上町二4番地1	村 田 勝 彦 金沢市田上町二46番地	平成13年1月14日
		吉 田 隆 金沢市田上町二18番地	上 田 一 男 金沢市田上町二4番地1	平成11年1月10日
川桜親交会	事 務 所 の 所 在 地	金沢市桜町4番7号	金沢市桜町19番44号	平成17年4月10日
	代表者の氏名 及び住所	雀 松 捷 二 金沢市桜町4番7号	村 中 正 雄 金沢市桜町19番44号	平成17年4月10日

●金沢市告示第317号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年12月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
鞍月あおぞら薬局	金沢市鞍月東1丁目8番地2	グランファルマ株式会社 代表取締役 柴田 剛介	平成17年11月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの
- 3 予防接種を行う期間
平成17年10月21日から同年12月31日まで

ただし、平成17年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定するもののうち平成17年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成18年1月7日とする。

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 今までに免疫不全の診断がされている者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
茶 谷 隆	茶谷医院	河北郡内灘町字西荒屋52番地
菅 井 進	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成17年12月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦 覧 期 間	備 考
金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市笠舞2丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成17年12月1日から 同月15日まで	笠舞2丁目地区 地区計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成17年12月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦 覧 期 間	備 考
金 沢 都 市 計 画 用 途 地 域	金沢市田上本町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成17年12月1日から 同月15日まで	田上本町地区
金 沢 都 市 計 画 高 度 地 区	金沢市笠舞2丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成17年12月1日から 同月15日まで	笠舞2丁目地区

金 沢 都 市 計 画 地 区 計 画	金沢市田上本町、田上町及び錦 町の各一部	金 沢 市 都 市 整 備 局 都 市 計 画 課	平成17年12月1日から 同月15日まで	田上本町地区地 区計画
------------------------	-------------------------	---------------------------------	-------------------------	----------------

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を一部廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年12月1日

金 沢 市 長 山 出 保

一部廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成17年11月15日	金沢市豎町45番2先	金沢市豎町51番5先	3.775～3.450	28.40

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成17年12月1日

金 沢 市 長 山 出 保

1

開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
金沢市近岡町244番1	金沢市二口町口73番地1 政木 良一

2

開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	公 共 施 設 の 種 類 、 位 置 及 び 区 域	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
金沢市松島3丁目112番1から112番5まで	道路 金沢市松島3丁目112番5	金沢市富樫1丁目2番10号 株式会社 杉本住宅 代表取締役 杉本 誠二
金沢市松村5丁目39番1から39番5まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市松村5丁目39番1及び39番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市本江町11番33号 株式会社 永和地所 代表取締役 田島 勇
金沢市藤江北3丁目26番1、26番3及び26番5から26番8まで	道路 金沢市藤江北3丁目26番8	金沢市米泉町10丁目39番地5 神田木材株式会社 代表取締役 高 昇三
金沢市松村5丁目247番1から247番5まで	道路 金沢市松村5丁目247番1	金沢市本江町11番33号 株式会社 永和地所 代表取締役 田島 勇
金沢市有松4丁目72番1から72番5まで	道路 金沢市有松4丁目72番5	金沢市駅西新町3丁目1番35号 中村住宅開発株式会社 代表取締役 中村 久雄
金沢市昌永町546番1及び546番3から546番10まで	道路 金沢市昌永町546番4及び546番9	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 第一地所 代表取締役 山岸 宏
金沢市北町乙68番1及び68番3から68番17まで	道路 金沢市北町乙68番4及び68番9	金沢市北町乙64番地7 株式会社 ダイタク不動産 代表取締役 勘村 哲之

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成17年12月1日

金沢市長 山 出 保

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第19号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成17年12月1日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表に次のように加える。

建造物	ほんせん じ さんもん 本泉寺山門	1棟	金沢市二俣町子8番地 本泉寺	指定平成17年12月1日
-----	----------------------	----	-------------------	--------------

平成17年(2005年)12月1日 印刷
平成17年(2005年)12月1日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄